

# ARTICLE

## 社会教育法施行75周年を踏まえた 変更ポイント

### — 社会教育振興の基本枠組みと根本的性格の変容 —

宇都宮大学教授・放送大学客員教授 佐々木英和

はじめに

一九四九（昭和二四）年の六月一日に社会教育法が公布されて七五周年を迎えた二〇二四（令和六）年を過ぎたばかりの六月二五日に、中央教育審議会諮問「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」が、盛山正仁文部科学大臣（当時）の署名で公表された。この諮問が、昭和24年6月に社会教育法が制定されてから、75年が経ちましたという一文で開始されるとともに、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方を検討することとを要請していることを強調すれば、目の前の問題だけに囚われることなく、広い視野かつ長いスパンを踏まえなが

ら、社会教育法について議論する機運が醸成される可能性が高いと考えられる。

本稿の主要目的は、社会教育法を考察対象として、制定・公布当時のものと現行のものとを直に比較することを手がかりにして、七五周年における変更点のうち、特に重要だと考えられるポイントを浮き彫りにすることである。なお、法律の条文の引用中で、そこに付されている強調点は、すべて引用者による付加である。

#### 1 社会教育法の変更・改正の経緯の 全容

どんなテーマであれ、研究対象に向き合うとき、子細に立ち入る前に、可能な限り全体像を俯瞰しておくことが必要



佐々木 英和  
（ささき ひでかず）  
宇都宮大学教授（宇都宮大学地域創生推進機構・宇大アカデミー・生涯学習研究開発室室長）、放送大学客員教授、元・文部科学省生涯学習調査官（2012年10月～2014年3月）、元・栃木県生涯学習審議会会長  
＜専門＞ 生涯学習学・社会教育学、人間性心理学  
＜著書＞ 『社会教育経営実践論』（共編著、放送大学教育振興会）、『人間教育の基本原理』（共著、ミネルヴァ書房）、『子ども・若者の居場所の構想』（共著、学陽書房）など多数

となる。図表1は、社会教育法が制定・公布されてからの七五周年で、どのタイミングで変更や改正がなされたかの経緯について、年表にしてまとめたものである。この表からわかる基本情報を押さえた上で、その内容を付け加える。

#### （1）社会教育法の変更・改正回数

社会教育法は、一九四九（昭和二四）年に制定・公布されて以来、四三回の改正が行われている。そのうち、四一回が「改正」であるが、残りの二回が「改正附則への改正」、つまり立法時の政策や状況に合わせて法の適用方法を微調整することなどである。

公布後七五周年を経た二〇二四（令和六）年の一〇月現在、最も古い改正は一九五〇（昭和二五）年五月のもの

## 特別企画：社会教育法75周年（7）

図表1 社会教育法の公布後75年間の変更・改正経緯（1949～2024年）

| 年代目安       | 変更過程     | 発表日           | 法律番号    | 法令改正の履歴および附則改正                                                                      |
|------------|----------|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1949(昭和24) | 公布       | 昭和24年6月10日    | 法律第207号 | <b>社会教育法</b>                                                                        |
| 1950(昭和25) | 改正       | 昭和25年5月10日号外  | 法律第168号 | 教育委員会法の一部を改正する法律附則三項による改正                                                           |
|            | 改正       | 昭和26年3月12日号外  | 法律第17号  | <b>第一次改正</b>                                                                        |
|            | 改正       | 昭和27年6月6日     | 法律第168号 | 文部省設置法の一部を改正する法律附則二項による改正                                                           |
|            | 改正       | 昭和28年8月14日    | 法律第211号 | 青年学級振興法附則七項による改正                                                                    |
|            | 改正       | 昭和29年6月3日     | 法律第159号 | 教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律四條による改正                                         |
| 1955(昭和30) | 改正       | 昭和31年6月30日    | 法律第163号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律六條による改正                                       |
|            | 改正       | 昭和32年5月2日     | 法律第95号  | <b>第二次改正</b>                                                                        |
| 1960(昭和35) | 改正       | 昭和34年4月30日号外  | 法律第158号 | <b>社会教育法等の一部を改正する法律一条による改正</b>                                                      |
|            | 改正       | 昭和36年6月17日    | 法律第145号 | 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律一六條による改正                                          |
|            | 改正       | 昭和36年10月31日号外 | 法律第166号 | 学校教育法等の一部を改正する法律附則五項による改正                                                           |
| 1965(昭和40) | 改正       | 昭和38年6月8日     | 法律第99号  | 地方自治法の一部を改正する法律附則二二條による改正                                                           |
| 1970(昭和45) | 改正       | 昭和42年8月1日号外   | 法律第120号 | 許可、認可等の整理に関する法律一〇條による改正                                                             |
| 1975(昭和50) |          |               |         |                                                                                     |
| 1980(昭和55) | 改正       | 昭和53年4月24日    | 法律第27号  | 各種手数料等の改定に関する法律四條による改正                                                              |
|            | 改正       | 昭和56年5月19日    | 法律第45号  | 各種手数料等の改定に関する法律三條による改正                                                              |
|            | 改正       | 昭和57年7月23日号外  | 法律第69号  | 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律一二條による改正                                |
|            | 改正       | 昭和58年12月2日号外  | 法律第78号  | 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律六六條による改正                                       |
|            | 改正       | 昭和59年5月1日     | 法律第23号  | 各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律四條による改正                                                    |
| 1985(昭和60) | 改正       | 昭和60年7月12日号外  | 法律第90号  | 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律八條による改正                                              |
|            | 改正       | 昭和61年12月26日号外 | 法律第109号 | 地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律五條による改正                                        |
| 1990(平成2)  | 改正       | 平成2年6月29日号外   | 法律第71号  | <b>生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律附則二項による改正</b>                                        |
| 1995(平成7)  | 改正       | 平成10年6月12日号外  | 法律第101号 | 学校教育法等の一部を改正する法律附則二〇條による改正                                                          |
|            | 改正       | 平成11年7月16日号外  | 法律第87号  | <b>地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一三一条による改正</b>                                         |
| 2000(平成12) | 改正       | 平成11年12月22日号外 | 法律第160号 | 中央省庁等改革関係法施行法五一八・五二三條による改正                                                          |
|            | 改正       | 平成13年7月11日号外  | 法律第105号 | 学校教育法の一部を改正する法律附則三條による改正                                                            |
|            | 改正       | 平成13年7月11日号外  | 法律第106号 | <b>第三次改正</b>                                                                        |
|            | 改正       | 平成15年7月16日号外  | 法律第117号 | 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律九條による改正                                                 |
|            | 改正       | 平成15年7月16日号外  | 法律第119号 | 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律三四條による改正                                               |
| 2005(平成17) | 改正       | 平成18年6月2日号外   | 法律第50号  | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二六二條による改正         |
|            | 改正       | 平成18年12月22日号外 | 法律第120号 | <b>教育基本法附則二項による改正</b>                                                               |
|            | 改正       | 平成19年6月27日号外  | 法律第96号  | 学校教育法等の一部を改正する法律附則一七條による改正                                                          |
| 2010(平成22) | 改正       | 平成20年6月11日号外  | 法律第59号  | <b>社会教育法等の一部を改正する法律一条による改正</b>                                                      |
|            | 改正附則への改正 | 平成23年6月24日号外  | 法律第74号  | 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五條による改正                                            |
|            | 改正       | 平成23年8月30日号外  | 法律第105号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律一七條による改正                                  |
|            | 改正       | 平成24年8月22日号外  | 法律第67号  | 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一四條による改正 |
|            | 改正       | 平成25年6月14日号外  | 法律第44号  | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律一五條による改正                                  |
|            | 改正附則への改正 | 平成25年12月13日号外 | 法律第112号 | 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則三條による改正                                            |
|            | 改正       | 平成26年6月20日号外  | 法律第76号  | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則一〇條による改正                                             |
| 2015(平成27) | 改正       | 平成27年6月24日号外  | 法律第46号  | 学校教育法等の一部を改正する法律附則五條による改正                                                           |
|            | 改正       | 平成28年5月20日号外  | 法律第47号  | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則一五條による改正                                |
|            | 改正       | 平成29年3月31日号外  | 法律第5号   | 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律五條による改正         |
|            | 改正       | 令和1年5月24日号外   | 法律第11号  | 学校教育法等の一部を改正する法律附則一五條による改正                                                          |
|            | 改正       | 令和1年6月7日号外    | 法律第26号  | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律五條による改正                                   |
| 2020(令和2)  | 改正       | 令和4年6月17日号外   | 法律第68号  | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律二二條による改正                                           |
| 2024(令和6)  |          |               |         |                                                                                     |

※ 国立国会図書館「日本法令索引」ホームページの「社会教育法」を元に、筆者が作成（2024年10月20日時点）。  
<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=0000041572&current=1>

であり、最近改正は二〇二二（令和四）年六月のものである。七五年間の間に計四三回の変更・改正がなされたことを踏まえれば、制定・公布当時の一九四九（昭和二四）年の社会教育法（以下「制定時法」と呼ぶ）の様相と、二〇二四（令和六）年時点での社会教育法（以下「現行法」と呼ぶ）のそれとが相当に違っても当然であろう。

## （2）社会教育法の改正契機

社会教育法が改正される契機は複数あり、体系的に整理して考える必要がある。それらについて、以下の三つのタイプに分けて考えることにする。

一つ目として、社会教育法それ自体を単独で改正しようとするものである。一九五一（昭和二六）年三月の「第一次改正」、一九五七（昭和三二）年五月の「第二次改正」、二〇〇一（平成一三）年七月の「第三次改正」は、いずれも『社会教育法の一部を改正する法律』という名称が付されている。また、一九五九（昭和三四）年四月と二〇〇八（平成二〇）年六月の法改正は、『社会教育法等の一部を改正する法律』と呼ばれているが、第一条で社会教育法が改正されているのに対して、第二条では図

書館法、第三条では博物館法の改正を行うものであった。

二つ目として、上位に位置する基本的な法律が改正された場合、法の階層性に基づき、下位に位置する法律も改正されるパターンが挙げられる。法律第二百十号（平一八・一二・二二）の教育基本法は、社会教育法の上位に位置する法律であり、それに基づいて連動的に改正がなされる必然性がある。

三つ目は、立法の連動性による改正である。直接的な上下関係ではないものの、法的な整合性や政策の一貫性を保つために複数の法律が連動して改正されるパターンである。社会教育法についていえば、様々な法律との関連で頻繁に改正が行われてきたことが確認できるが、特に学校教育法との連動性が目立つ。

総じて、「改正」と一口に言っても、「目的としての法改正」と「成り行きとしての法改正」との性質の違いを読み取るべきであろう。前者には「明確な改正意図」があるはずなので、「法改正によって生じた効果」を事後的に振り返ることが必須である。後者の典型例は、法的体系内の一貫性を保つための表記の形式的統一であるが、他にも内

容面で大きな変更をもたらす場面も相当にあり、それによる法的効果が大きいこともある。

## （3）社会教育法の改正規模

平成一八年法律第二百十号（平一八・一二・二二）の『教育基本法』は、巻頭に『教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する』と宣言している。これは、まさに法律の全面改正が行われたものである。

これに対して、社会教育法は、何回かの大きな改正が行われたとはいえず、部分改正の域を出ていない。このことは、「社会教育法の一部を改正する法律」や「社会教育法等の一部を改正する法律」という名称に象徴されるように、「二部」を改正しても「全体」までもが改正対象に含まれない点に明らかである。だが、部分の変更が全体の性質を根本から変えうる可能性を十分に考慮しなければならないのである。

## 2 社会教育振興の原型に関わる変更

それでは、社会教育法の実際の条文を見ていくことにしよう。ここでは、部分部分に踏み込む前に、全体を鳥瞰することを心がけよう。

# （1）章構成・章立ての大変更

法の全体構造に変化があるかどうかを確認するために、制定時と現行とで「目次」を比較するのは常套手段である。すると、社会教育法の骨格そのものが大きく変更されていることが確認できる。あらかじめ述べれば、章立てが、当初は全六章だったが、現在では全七章の構成になっているのである。

まずは、一九四九（昭和二四）年に制定された当時の社会教育法（以下、「制定時法」と呼ぶ）の目次を確認する。この時点では、以下の全六章より成り立っていた。

## 社会教育法（昭二四・六・一〇）目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）
- 第三章 社会教育委員（第十五条―第十九条）
- 第四章 公民館（第二十条―第四十二条）
- 第五章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）
- 第六章 通信教育（第四十九条―第五十七条）

ところが、制定時法では全六章だった構成が、現行法では全七章構成となっている。実際に確認してみよう。

## 社会教育法（令和四・六・一七）目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 社会教育主事等（第九条の二―第九条の七）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条―第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条―第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条―第五十七条）

### 附則

結論から言うと、「第二章 社会教育主事等（第九条の二―第九条の七）」が挿入され、それ以降について、旧法の章番号が一つずつ後ろへと移る、つまり「繰り下がる」というわけである。具体的には、旧第二章が新第三章に、旧第三章が新第四章に、旧第四章が新第五章に、旧第五章が新第六章に繰り下がり、旧第六章については新第七章として増設された形に

なる。順番が繰り下がる、つまり後ろの大きな数字の番号へとずれるのである。

こうした変更は、単に形式的なレベルにとどまらず、社会教育法の骨格そのものに関わる大変更である。それは、社会教育振興の原型が更新されて新しい形になったことを意味する。

## （2）挿入された「第二章」の内容

現行法では、「第二章 社会教育主事等」が挿入されている。では、いつの時点で、こうした大きな「挿入」がなされたのか。それは実は、社会教育法が制定・公布された一九四九（昭和二四）年からわずか二年後の一九五一（昭和二六）年の時点の第一次改正においてのことである。

昭和二六年法律第十七号（昭二六・三・一一）の「社会教育法の一部を改正する法律」は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する」と宣言し、表を用いて、目次中の「第一章 総則（第一条―第九条）」を「第一章 総則（第一条―九条）」、「第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二―第九条の五）」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる」と説

明している。その上で、第一章の次に次の一章を加える」という形で、第二章「社会教育主事及び社会教育主事補」の具体的内容を展開している。

#### 社会教育法（昭二六・三・一二）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県教育委員会  
の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2 市町村教育委員会  
の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、

三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に係のある職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 社会教育主事の講習に関し履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

要約すれば、第二章は、「第九条の二

の「社会教育主事及び社会教育主事補の設置」から始まり、「第九条の三」で「社会教育主事及び社会教育主事補の職務」、「第九条の四」で「社会教育主事の資格」、「第九条の五」で「社会教育主事の講習」について述べる構成になった。この第一次改正は、社会教育法の制定・公布時には文面上は存在していなかった「社会教育主事」と「社会教育主事補」についての具体的内容を規定した上で、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる」と方向付けるものである。

ここで特記すべきは、社会教育主事及び社会教育主事補の設置が、第九条の二として新設されたことである。ひるがえって見て、第九条それ自体は、どんな内容だったのか。制定時法の該当部分を確認してみよう。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

このように、社会教育法第九条は、図書館と博物館についての規定がなさ

れた条項として限定的だった。にもかかわらず、社会教育主事や社会教育主事補についての複数の規定は、法全体の最後に付け加えられるでもなければ、第十条として新設されるのでもなく、第九条に半ば強引に挿入され、しかも一つの章として独立して扱われた。こうして、第九条が、第一章と第二章とに分割されて存在するという歪な法律構成が発生したのである。

第二章が「第九条の二」に始まり、「第九条の三」「第九条の四」「第九条の五」で終わるという中途半端な形態は、論理的にはともかく、美観を損なった構成である。比喩的な言い方をすれば、第九条に第二章が入り込み、その内容が膨らむのは、幹から出た一本の枝に接ぎ木を行い、その接ぎ木の部分が肥大化したようなアンバランスな構造である。

### 3 社会教育振興の基盤に関わる変更

次に、形式的な次元の自動的变化にすぎないとはいえ、社会教育法の基盤に関わる大きな変更に注目する。その変更による効果・効力は、表面上は見えてくいが、法の大前提に変更が生じているという意味で実を伴う変化であ

る。一つは、法を管轄する上位の組織が改編されたことにより生じる形式的変更であり、もう一つは、抛り所となる上位法の改正による形式的変更である。

#### （1）省庁改編に伴う名称変更

社会教育行政は、原則的には、教育行政が守備範疇として扱うものである。社会教育については、国レベルでも地方レベルでも、いわゆる「文教行政」が取り扱う。その具体例となる条文を取り上げてみよう。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（文部大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

だが、制定法の第一条で表記されている役職名の「文部大臣」は、現行法の第一条では「文部科学大臣」へと置換されている。この形式的変更を確認しておく。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

この形式的変更は、一九九九（平成一一）年二月に公布された一九九九年法律第六十号（平一一・一一・二二）の「中央省庁等改革関係法施行法」の第五百十八条において、「社会教育法の一部改正」として、本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める」と規定されたことが根拠となっており、同法律の附則では、施行期日について、「この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する」と書かれているとおり、二〇〇一（平成一三）年一月六日から実効化する変更となった。

同様の形式的な変更は、他に第一四  
条・第三九条・第五一条・第五二条・  
第五五条・第五六条・第五七条など  
について、制定時法と現行法とで比較  
すれば明確に確認できる。また、現行  
法では、制定時法には書かれていなか  
った条文中に「文部科学」の文字列を  
見でることがある。

(2) 教育基本法改正による前提の更新  
そもそも、社会教育法は、どのよう  
な目的で制定されたのか。それに関し  
て、制定当時の法規定を確認すれば、  
「教育基本法の精神」が鍵になること  
が浮き彫りになる。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭  
和二十二年法律第二十五号）の精  
神に則り、社会教育に関する国及  
び地方公共団体の任務を明らかに  
することを目的とする。

では、七五年を経た現在において「法  
律の目的」はどうなっているか。内容  
は全く変更されていない反面、法論理  
的には重要な変化だが、表面上は形式  
的にすぎない変更点がある。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平  
成十八年法律第二十号）の精神  
に則り、社会教育に関する国及び  
地方公共団体の任務を明らかにす  
ることを目的とする。

制定時法と現行法とを比較すれば、  
社会教育法が則る精神的対象が教育基  
本法である点では一貫しているけれ  
ども、教育基本法それ自体が新バー  
ジョンへと変更されたのである。つま  
り、制定時法において「昭和二十二年法律  
第二十五号」だった表示が、現行法で  
は「平成十八年法律第二十号」へと  
切り替わっている。これは、二〇〇六  
年一二月に公布された平成一八年法律  
第二十号（平一八・一二・二二）の  
教育基本法において「社会教育法等の  
一部改正」と題された附則第二項が、  
「次に掲げる法律の規定中『教育基  
本法（昭和二十二年法律第二十五号）  
を『教育基本法（平成十八年法律第  
百二十号）』に改める」と規定されて  
いることを根拠とした変更であり、具  
体的に示された七つの法律の筆頭に、  
社会教育法（昭和二十四年法律第  
二百七号）と提示されている。

(3) 社会教育の定義規定の変化

社会教育とは、どのように定義され  
ている概念なのか。社会教育法の範  
疇という限定付きであるならば、その解  
答は、第二条を読めば確認できる。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」と  
は、学校教育法（昭和二十二年法  
律第二十六号）に基き、学校の教  
育課程として行われる教育活動を  
除き、主として青少年及び成人に  
対して行われる組織的な教育活動  
（体育及びレクリエーションの活動  
を含む。）をいう。

ここから読み取れるように、「社会教  
育法にいう社会教育」、つまり「社会  
教育行政が原則的に振興対象とみなす  
社会教育」とは、学校教育を基準として、  
それを除外的に扱った領域に属するも  
のとして定義される。この基本ライン  
は、この七五年の間に変化してはい  
ない。その点について、現行法の第二  
条を確認しておく。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教

育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

しかしながら、ここで着目しなければならぬ変化がある。それは、社会教育の除外対象とされる「学校の教育課程として行われる教育活動」の中に、「学校教育法に基づくもの」だけでなく、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づくもの」も加わっている点である。これは、平成二十四年法律第六十七号（平成二四・八・二二）の「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の以下の条文が根拠となった変更である。

（社会教育法の一部改正）

第十四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「この法律で」を「この法律において」に、「に基づき」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき」に改める。

このように、社会教育法の条文は、表現の微妙な修正も含めて、他の法律が根拠となつて変更されることがある。「社会教育法における社会教育」の範疇は、立法の連動性により微妙に変化したのである。

#### 4 社会教育振興の根底的性格に関わる変更

七五年の長きにわたる歴史を振り返ると、社会教育法改正の最大の山場は、制定・公布後から最初の一〇年間に迎えていると判断できる。まず最初は、一九五一（昭和二六）年の第一次改正である。次に、一九五九（昭和三四）年の法改正は、社会教育振興の根底的性格が変わるような大きな変更だとみ

なせる。それは、人的システムと財政システムの両方の意味で、極めて大きい変更なのである。

（1）「社会教育主事」の制度的位置づけをめぐる歴史的展開

そもそも一九四九（昭和二四）年の社会教育法の制定・公布時には、「社会教育主事」という名称の役職・身分については、一言も触れられていなかった。だが、現行法では、社会教育主事に対する規程は、「社会教育主事等」という枠組みにおいて丁寧になされている。非常に長くなるが、第二章 社会教育主事等の全文を引用しておく。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助

言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

#### (社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設

又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育

委員会が認定したもの

#### (社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

#### (地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協

働活動を行う地域住民等に対する  
助言その他の援助を行う。

ここで、教育委員会における社会教育主事と社会教育主事補の制度論的位置づけの歴史の変遷を再確認しておく。社会教育法では、一九五一（昭和二六）年の第一次改正において初めて、「社会教育主事」さらには「社会教育主事補」という名詞が明示された。

**社会教育法（昭二六・三・一二）**  
（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県、教育委員会  
の事務局に社会教育主事及び社会  
教育主事補を置く。

2 市町村の教育委員会の事務局に  
社会教育主事及び社会教育主事補  
を置くことができる。

ここでのポイントは、「社会教育主事及び社会教育主事補」は、都道府県、教育委員会の事務局には「置く」と規定されている点で「必置」であるのに対して、市町村の教育委員会の事務局には「置くことができる」とされ、自治体ごとに任意で決められる点である。

しかし、一九五九（昭和三四）年四月三〇日付けの昭和三四法律第百五

十八号「社会教育法等の一部を改正する法律」では、都道府県だけでなく市町村も、「社会教育主事及び社会教育主事補」が必置であると規定された。

**社会教育法（昭三四・四・三〇）**

第九条の二 都道府県及び市町村の  
教育委員会の事務局に、社会教育  
主事及び社会教育主事補を置く。  
但し、町村の教育委員会の事務局  
には、社会教育主事補を置かない  
ことができる。

このように、一九四九（昭和二四）年の時点では全く明文化されていなかった「社会教育主事及び社会教育主事補」が、その一〇年後の一九五九（昭和三四）年には、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局で必ず置かれるべき存在として位置づけられるように法改正されたことになる。この法改正の意味することは、原則的に、社会教育主事と社会教育主事補が、都道府県においてはもちろん、市町村の教育委員会事務局に在籍している行政状況の実現である。

ただし、この条文では、基礎自治体の規模による区別をしており、「市」と「町村」とを分けて、後者のグループには、「社会教育主事補を置かないことが

できる」という表現により、「必置」を大前提としつつも、その条件を免れる逃げが用意されていた。さらに、この条文の改正をめぐっては、附則において「社会教育主事等の経過規定」という名の付帯条項が示されていた。

**社会教育法（昭三四・四・三〇）**

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2 この法律の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

原則論的には社会教育主事及び社会教育主事補は、都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれているはずだが、それができていない状態が時限

的に認められていたのである。こうした例外規定は、社会教育主事の養成が間に合っておらず、それに伴い採用も難しかったという現実の状況が考慮されていたからであろう。その当時は、その後の社会教育主事養成に期待が掛けられたまま、原則遵守状況の実現が先送りされ続けたのである。

その後、一九八二（昭和五七）年七月二三日に公布された一九八二年法律第六十九号「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律」において、一九五九（昭和三四）年以来持続してきた「第九条の二」の改正が行われた。

#### （社会教育法の一部改正）

第十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「及び社会教育主事補」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村の教育委員会、事務局長、社会教育主事補を置くことができる。

このように、社会教育主事補は、「置

かない、ことができる」存在から「置く、ことができる」存在へと転換したのである。この時点の「第九条の二」の変更は、現行法でも持続している。該当部分を再引用しておこう。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局長に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局長に、社会教育主事補を置く、ことができる。

現行法では、都道府県であれ市町村であれ、教育委員会において、社会教育主事補については任意設置である。これに対して、原則的には、都道府県であれ市町村であれ、教育委員会において、社会教育主事は必置である。やむをえない現実的対応という側面があるとはいえ、原則逸脱状況が持続しないよう、国も自治体も、さらには大学等の教育機関も本気で取り組むべき必要性が浮かび上がる。

（2）「社会教育関係団体」に対する補助金支出

社会教育の主役は、国民・市民・住民であって、行政ではない。その点で、基本的に行政活動とは違った次元で行われる集団・団体・組織による教育活動は、極めて重要な意味を持つ。とはいえ、制定時の社会教育法が、このような活動に無関心なわけではない。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

この条文は、現行法においても全く変更されていない。だが、「社会教育関係団体」と行政との関係がどうあるべきかは、重要論点として残されている。このような「公の支配に属しない団体」に対する「行政による経済的支援」の方針は、制定時法においては、以下のように単純明快であった。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

（国及び地方公共団体との関係）

第十三条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、補助金を与えてはならない。

ところが、七五年後の現行法は、この第一三条を全面的に書き直した条文を示しており、どこかの時点で根本的で劇的な転換が果たされていたことを示している。これについて、現行法の条文を確認しておこう。

### 社会教育法（令和四・六・一七）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八條に規定する機関をいう。第五十條第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。制定当時は、社会教育関係団体に対して「補助金を与えてはならない」とされていたのに、現行法では「補助金を交付

しようとする場合」という言い方に変更されている。つまり、条件付きとはいえ、社会教育関係団体に対して公金の支出が可能となった。これは、まさに社会教育振興の根本に関わる劇的転換なのである。

このような動きは、いつごろ起きていたのか。それは、一九五七（昭和三二年）の五月にまで遡る。社会教育法の第二次改正に相当する昭和三二年法律第九十五号（昭三二・五・二）の「社会教育法の一部を改正する法律」は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する」と宣言し、附則に次の一項を加える」として、以下のように展開するのである。

### 社会教育法（昭三二・五・二）附則

6 第十三条の規定は、国が、社会教育関係団体で運動競技に関する、全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに對し、当該事業に關し必要な経費について行う補助に關しては、当分の間、適用しないものとする。

このような形で附則に入れ込まれた例外規定は、社会教育振興の原則を根本的に転換させる端緒となっていた。

ちなみに、一九五二（昭和二七）年から一九五九（昭和三四）年まで行われていた第一八回オリンピック招致運動の成果として、一九六四（昭和三九）年に東京オリンピックが開催された。この時代の「社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするもの」のあり方を考える際に、このビッグイベントとの経済・財政的及び政治・社会的関係は無視できないだろう。

さらに、制定・公布当時から一〇年の時を経た一九五九（昭和三四）年に提出された昭和三四年法律第五十八号「社会教育法等の一部を改正する法律」は、第一三条を全面的に書き直して、その性質を根本的に転換したものである。

### 社会教育法（昭三四・四・三〇）

（社会教育審議会等への諮問）

第一三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が社会教育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

この条文に基づき、国にあつては「社会教育審議会」、地方公共団体にあつては「社会教育委員の会議」の意見を聞いて行うという条件付きではあるけれども、社会教育関係団体に対して公金の支出が可能となった。また、一九五七（昭和三二）年の改正が行われた際に、附則に加えられた第6項については、附則第六項を削る<sup>2</sup>と明示され、その中継ぎ的役割を終えた。なお、この公金支出をめぐる根本的方針転換は、日本国憲法第八九条との法的関係をめぐって、当時は大議論を巻き起こしたのである<sup>3</sup>。

## 5 社会教育振興を基本的に向つける制度に関わる変更

一九九九（平成一一）年七月一六日に公布された平成一一年法律第八十七号「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」は、当時の内閣府・法務省・外務省・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省・自治省の全庁にまたがる大がかりな法律である。これは、地方自治体が自らの地域で政策を決定し実行できるというねらいを持った総合的な法律で

ある。こうした国全体の政策の大きな流れを受けて社会教育法が改正されるとすれば、地域の主体性を生かすため、国が制定する法律の縛りは緩めた方がよいという論理の適用が必要とされてくる。今度は、社会教育主事の必要要件とは逆に、規制緩和に向かった制度を確認することになる。

### （1）「公民館運営審議会」の設置要件の緩和

まず、制定時法では第四章、現行法では第五章において、ともに第二〇条から四二条にわたって細やかに規定されている「公民館」に関係するものである。具体的には、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議することとなっている「公民館運営審議会」についての制度的位置づけの根本的転換として現れている。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

##### （公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く。

この短い一文は、行政的義務として「公民館が存在するところには、公民館運営審議会も必ず置かれているはずだ」という必然性の論理を導く。つまり、

法律論上の「必置規制」がかかっている。だが、一九九九（平成一一）年以来的のことだが、現行法を確認すれば、こうした規制は緩やかになっている。

#### 社会教育法（令和四・六・一七）

##### （公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

文章表現として「置く」が「置くことができる」へと変更されたことは、「任意設置」である。これは、「置いてもよい」反面、「置かなくてもよい」という自由な解釈を許す点で、規制緩和である。

（2）「社会教育委員」の資格要件の緩和  
次に、制定時法では第三章、現行法では第四章において、ともに第一条から一九条にわたって規定されている「社会教育委員」の資格要件が緩和された経緯も確認しておく。

#### 社会教育法（昭二四・六・一〇）

##### （社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村

の区域内に設置された各学校の長、

二 当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者、

三 学識経験者、

3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

制定時法では、社会教育委員は、都道府県と市町村に「置くことができる」つまり任意設置であったとはいえ、その資格要件は具体的に定められていて、「学校の長」「団体代表者」「学識経験者」が定められており、「候補者名簿」の作成を経た厳しい選考も要する手続きとなっている。これと比較するならば、現行法では、詳細な規定は消滅し、極めて簡素な条文と化している。

## 社会教育法（令和四・六・一七）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

この条文では、社会教育委員の資格要件について、内容論的には全く示されていない。これほどまでの大胆な簡素化は、さすがに一足飛びに実現したものではなかった。一九九九（平成一一）年に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」で「社会教育法の一部改正」と示された一三一条においては、社会教育の資格要件は、「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」という表現により、抽象度が上がる方向で緩和された。そして、二〇一三（平成二五）年に公布された平成二五年度法律第四十四号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平二五・六・一四）において「社会教育法の一部改正」と題された第十五条において、全体的な削除などが指示されることにより、現行の社会教育法の第

一五条の形に至っているわけである。

## まとめにかえて

本稿は、歴史的事実そのものを再確認することに注力したため、理由や背景の説明などは必要最小限にとどめざるをえなかった。さらに、紙幅の都合上、一九五一（昭和二六）年に法構成が全七章になって固定して以降、元々の内容に変更が加えられた事柄に焦点を絞ったため、時代状況や政策動向の変化に伴って新たに付加された事柄についてはふれるゆとりがなかった。たとえば、生涯学習振興、家庭教育支援、学校教育と社会教育との連携、地域学校協働活動などの重要主題は、その追加状況を確認する必要性が残されている。他にも考慮すべきテーマも含めて、機会を改めて比較検討したいと考える。

— 注 —

1）東京都公文書館「ロビー展示報告① 一九六四年 東京オリンピックへの道のり」、東京都公文書館編『東京都公文書館編』第13号、二〇〇八年所収、一頁。

2）佐々木英和「法律という社会教育」概念の歴史的考察—教育基本法の改正前後の比較を基軸に置いた覚え書き—、一般財団法人日本青年館『社会教育』編集部編『社会教育』二〇二一年六月号（通巻第九〇〇号）所収、五七～五八頁。